

原子炉主任技術者選任・解任届出書

原管発官 R3 第 150 号  
令和 3 年 1 0 月 2 8 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智

原子炉主任技術者を次のとおり選任，解任したので，核原料物質，核燃料物質及び  
原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 2 6 の規定により届け出ます。

主任技術者の選任 解任に係る発電所 所在地	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16-46				
監督に係る原子炉	1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉, 6号炉, 7号炉				
選任解任年月日	令和3年10月1日				
	(副)				
選任した主任技術者	氏名 及び 生年月日	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	——	——
	住所	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	——	——
	主任技術者 免状の種類 及び番号 (取得年月日)	原子炉主任技術者 ■■■■■■■■■■号 ■■■■■■■■■■	原子炉主任技術者 ■■■■■■■■■■号 ■■■■■■■■■■	——	——
	職位	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	——	——
解任した主任技術者	氏名 及び 生年月日	——	■■■■■■■■■■	——	——
	住所	——	■■■■■■■■■■	——	——
	主任技術者 免状の種類 及び番号 (取得年月日)	——	原子炉主任技術者 ■■■■■■■■■■号 ■■■■■■■■■■	——	——
	職位	——	■■■■■■■■■■	——	——
職務分担	■■■■■■■■■■は、■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■が病気、その他やむを得ない事情により、職務を遂行できない 場合に限り、原子炉の運転に関し、保安の監督を行わせる。				
選任理由	人事異動のため				
添付書類	被選任者の略歴書, 原子炉主任技術者免状写				

被 選 任 者 の 略 歴

現住所



略 歴 <sup>※1</sup>	選任要件に該当する実務内容	実務経験 <sup>※2</sup>	経験年数 <sup>※3</sup>
	原子炉施設の運転に関する業務	(3)	<sup>※4</sup> 1年
	発電用原子炉に使用する燃料体の設計に関する業務	(5)	3ヶ月
	発電用原子施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務	(4)	
	原子炉施設の運転に関する業務	(3)	2年7ヶ月
	原子炉施設の運転に関する業務	(3)	3年11ヶ月
	発電用原子炉施設の保守管理に関する業務	(2)	3年8ヶ月
	発電用原子施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務	(4)	5年5ヶ月
	発電用原子炉施設の保守管理に関する業務	(2)	5ヶ月
	発電用原子炉施設の保守管理に関する業務	(2)	1年
	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
	発電用原子炉施設の保守管理に関する業務	(2)	6ヶ月
	発電用原子炉施設の保守管理に関する業務	(2)	1年1ヶ月
	発電用原子炉施設の保守管理に関する業務	(2)	8ヶ月
	発電用原子施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務	(4)	3ヶ月
	発電用原子施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務	(4)	1年
—	—	—	
—	—	—	
現在に至る	合計実務経験年数		21年 9ヶ月

※1 課内異動で所掌している業務が変わる等がある場合は、グループ等の詳細を記載すること。

※2 選任要件に該当する実務経験については、以下の項目に分けて記載すること。

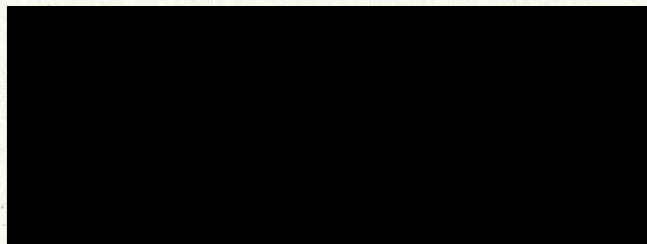
- (1) 発電用原子炉施設の工事に関する業務
- (2) 発電用原子炉施設の保守管理に関する業務
- (3) 発電用原子炉の運転に関する業務
- (4) 発電用原子施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務
- (5) 発電用原子炉に使用する燃料体の設計に関する業務
- (6) 発電用原子炉に使用する燃料体の管理に関する業務

※3 経験年数については、※2で分けた項目ごとに記載すること。

※4 入社一年間は研修期間とするため、経験年数に含めず。

第 [redacted]

# 原子炉主任技術者免状

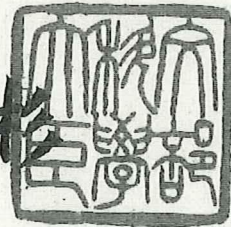


第 [redacted] 回原子炉主任技術者試験  
に合格したので核原料物質、核燃料  
物質及び原子炉の規制に関する法律  
第41条第1項の規定に基づきの  
免状を交付する



文部科学大臣

中山成彬



経済産業大臣

中川昭一

